

定款の改正案

下記のとおり、定款の改正を付議したく、ご審議いただきますようお願いいたします。

記

【改正理由】

1. 定款21条関係

- (1) 現行の定款及び運営規則により、副会長、専務理事及び常務理事は全て業務執行理事となり(定款第21条第2項)、業務執行理事の全員をもって常任委員会を構成する(運営規則第13条第1項)。
- (2) 昨今、ガバナンスの強化によって常任委員会(業務執行理事)の負担が増加しているところ、JPSA及びJPCへの加盟によってパラ競技のNF機能を担うことになり、さらに常任委員会の負担が増えるものと見込まれる。他方で、今後、社外役員の立場に近い副会長を外部から起用することもありうるところ、全ての副会長に業務執行理事として同等の負担をお願いすることは現実的に不可能と考えられる。
- (3) そこで、常任委員会の構成を強化するとともに、柔軟性を持たせるために、以下の各項目の改正を行いたい。なお、定款改正後も、業務執行理事の全員をもって常任委員会を構成することに変更はない。
 - a. 常務理事の人数枠を「2名以内」から「4名以内」に増員する。
 - b. 副会長、専務理事及び常務理事以外の理事からも会計担当理事や特定分野の担当理事を定め、これを業務執行理事とする。
 - c. 副会長全員が自動的に業務執行理事となり常任委員会メンバーに就任するのではなく、非業務執行理事の副会長を許容する。

2. 定款第38条関係

- (1) 現行定款では、専門委員会の委員を理事会で承認することになっているが(定款第38条第2項)、報告事項としている実態に即していない。そこで、運営規則の規定に合わせる形で、委員長及び副委員長のみを理事会同意人事とする。

- (2) 現行定款では、専門委員会の設置・廃止は会長の権限となっているが(定款第38条第1項)、実態に合わせて、理事会の権限とする。

新旧対照表

	【現行】	【改正案】
第21条 (役員)	<p>本連盟に、次の役員を置く。</p> <p>(1)理事 23名以上32名以内</p> <p>(2)監事 1名以上3名以内</p> <p>(3)理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き5名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。</p> <p>2 前項3号の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事を業務執行理事とする。</p>	<p>本連盟に、次の役員を置く。</p> <p>(1)理事 23名以上32名以内</p> <p>(2)監事 1名以上3名以内</p> <p>(3)理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き5名以内を副会長、1名を専務理事、<u>4名以内</u>を常務理事とすることができる。</p> <p>2 前項3号の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、<u>会長以外の理事の中から理事会決議により業務執行理事を選出する。</u></p>
第38条 (専門委員会)	<p>会長は、本連盟の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。</p> <p>2 専門委員会の委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。</p> <p>3 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。</p>	<p><u>理事会</u>は、本連盟の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、議決により専門委員会を置くことができる。</p> <p>2 専門委員会の<u>委員長及び副委員長は、理事会の同意</u>を得て、会長が委嘱する。</p> <p>3 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。</p>

以上